

聖籠町訓令第十五号

聖籠町診療所勤務事務職員手当支給に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町診療所勤務事務職員手当支給に関する要綱を  
廃止する訓令

聖籠町診療所勤務事務職員手当支給に関する要綱（昭和五十四年聖籠町訓令第三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。